

	104	296,100	342,300		
	105	296,900	342,900		
	106	297,400	343,400		
	107	297,900	343,900		
	108	298,400	344,400		
	109	298,900	345,000		
	110	299,300	345,500		
	111	299,700	346,000		
	112	300,100	346,500		
	113	300,500	347,100		
	114	300,900	347,600		
	115	301,300	348,100		
	116	301,700	348,600		
	117	302,100	349,200		
	118	302,500	349,700		
	119	302,900	350,200		
	120	303,300	350,700		
	121	303,600	351,300		
再任用 の警察 職員		216,500	262,200	288,300	332,000

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第4の車両整備手当の項を削る。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「給料月額に」を「給料月額(平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」、「警察職員(」を「もの(」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中別表第4の車両整備手当の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

警 務 課

**規 則**

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成21年11月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

**長野県公営企業管理規程第2号**

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の160」を「100分の125」に、「100分の140を」を「100分の100を」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の140」を「100分の115」に、「100分の125」

を「100分の135」に、「100分の120」を「100分の95」に、「100分の100」を「100分の115」に改める。

附 則

この管理規程中、第1条の規定は平成21年12月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

経営企画課